「介護マーク」をご活用ください

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護していることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を無料で配付しています。

認知症の方や障がいのある方等を介護されるさい、ぜひご活用ください。

○こんなときに

- ・介護していることをさりげなく周囲に知ってもらいたいとき
- ・外出先でのトイレで付き添うとき
- ・男性介護者が女性用下着を購入するとき など

○配付対象者

高齢者や障がいのある方を介護している方



介護マーク

○配付場所

長寿福祉課または各支所

※首からかけられるよう、ネックストラップ付きのケースに入れて配付します。

問本庁 長寿福祉課高齢者支援G ☎52-1111 内線175

要介護認定を受けた方へ~障害者控除対象者認定のお知らせ~

65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受けている方のうち、一定の基準を満たしている方は、 税の障害者控除の対象となる場合があります。この控除の適用を受けるには「障害者控除対象者認定書」 の交付を受けることが必要です。

認定書の交付を受けたい方は、本庁長寿福祉課または各支所の窓口で申請してください。

- ※すでに認定書の交付を受けている方は、その認定書を使用できます(著しく心身の状態に変化がなければ今回申請の必要はありません)。
- ※障害者手帳をお持ちの方は、手帳の内容で控除となりますので、認定書の交付を受ける必要はありません。

○申請期限

令和5年1月31日(火)

問 本庁 長寿福祉課介護保険G ☎52-1111 内線176

令和5年住宅・土地統計調査単位区設定を実施します

来年度に実施される「令和5年住宅・土地統計調査」(総務省統計局所管)を円滑かつ正確に実施するため、茨城県知事が任命した指導員が調査区域を巡回し、住戸の数・所在等を確認します。確認中に疑義が生じた場合は、「指導員証」を携帯した指導員がお住まいの皆様にお話しを伺うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ○巡回期間 令和4年12月20日~令和5年2月14日
- 問 本庁 総務課情報・統計G ☎52-1111 内線320